

那 賀 町 工 事 設 計 書

木沢支所地域振興室 第 号	令和 08 年 07 月 24 日 作成	当初設計	課 長	支所長	副支所長			審 査 者
事 業 年 度	令和 8 年度							
工事名又は業務名	令和8年度 町単独ファガスの森「高城」屋根修繕工事(実施)					設計者職氏名		印
路 線 名 等	ファガスの森高城	工事種別	建築改修工事			那賀町木沢支所 室長補佐 猪岡 正大		
工事又は業務箇所	徳島県那賀郡那賀町沢谷		予算区分	町単独				
工事又は業務概要	カバールーフ修繕工 107.0m2 88ルーフ修繕工 10.5m2 仮設工 1式							

区分 費目	当初設計	第1回変更設計	第2回変更設計	第3回変更設計	第4回変更設計	備 考
予 算 額	円	円	円	円	円	※上段: (税込み) ※下段: 税抜き
設計金額	()	()	()	()	()	
請負金額	()	()	()	()	()	

当初積算情報	諸 経 費 区 分		記 事	工 期
	工 種 区 分			
	単 価 適 用 年 月 日			
	単 価 地 区			受注業者
	機 損 適 用 年 月 日			
	歩 掛 適 用 年 月 日			

総 括 表						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
工事費	1	式				
本工事費	1	式				
屋根修繕工事	1	式				
合計						

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
屋根修繕工事	1	式				
工種 カバールーフ修繕工	1	式				
カーバールーフ t=0.5	107	m2				
カバールーフ タイトフレーム	450	個				
カバールーフ 剣先キャップ	450	個				
カバールーフ 軒先、けらば包み	31	m				
カバールーフ のし水切り 水止・エプロン面戸	11.5	m				
工種 8 8 ルーフ修繕工	1	式				
8 8 ルーフ 木下地	10.5	m2				
8 8 ルーフ t=0.6	10.5	m2				
8 8 ルーフ タイトフレーム	10	m				
8 8 ルーフ 剣先キャップ	50	個				

令和8年度 町単独ファガスの森「高城」屋根修繕工事(実施)

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
8 8 ルーフ けらば包み	21	m				
8 8 ルーフ 棟包み 水止・エプロン面戸	2.5	m				
工種 仮設工	1	式				
仮設足場	230	m2				
資材運搬費 4 t ユニック	1	式				
荷揚げ費	1	式				
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計	1	式				

工事共通仕様書

Ⅰ. 工事概要

1. 工事名称

令和8年度 町単独ファガスの森「高城」屋根修繕工事

2. 工事場所

那賀郡那賀町沢谷

3. 建物概要

建物名称	ファガスの森「高城」
------	------------

4. 工事種目

種目	工事概要
屋根修繕	図示屋根の改修工事一式

5. 施工工期

契約締結日の翌日から 令和 8 年 10 月 30 日

Ⅱ. 工事共通仕様書

1. 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和7年版（以下「標仕」という。）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和7年版（以下「改標仕」という。）

4. 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後に提出すること。

6. 施工計画書等

施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員の承諾を受けること。

8. 施工体制台帳及び施工体系図

① 施工体制台帳の作成

受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。

② 施工体系図の作成及び揭示

受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

9. 電気保安技術者等

① 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。

- ・ 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。

10. 施工中の安全確保

① 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。

③ 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと

⑪ 受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。

⑭ 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

⑰ 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。

11. 撤去時の資機材残置の防止

足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

13. 発生材の処理等

① 発生材の処理等は、次により適正に行う。

- 1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
- 2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。

14. 材料・製品等

本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。

15. 化学物質を発散する建築材料等

本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。

- ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ② 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ③ 接着剤は、フタル酸ジ-*n*-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ④ 塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ⑤ ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

16. 施工

① 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。

④ 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。

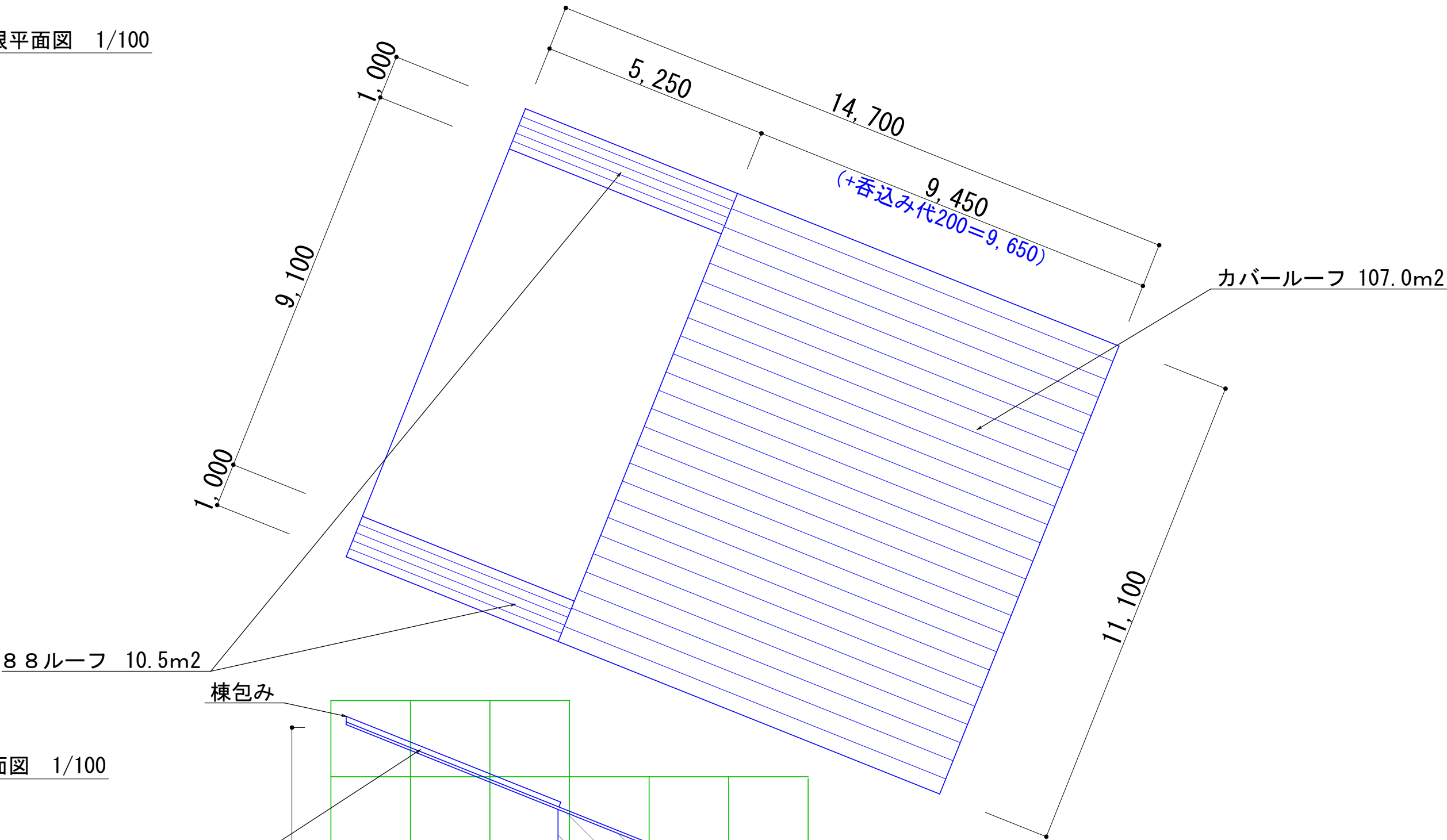
20. 仮設トイレ

受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

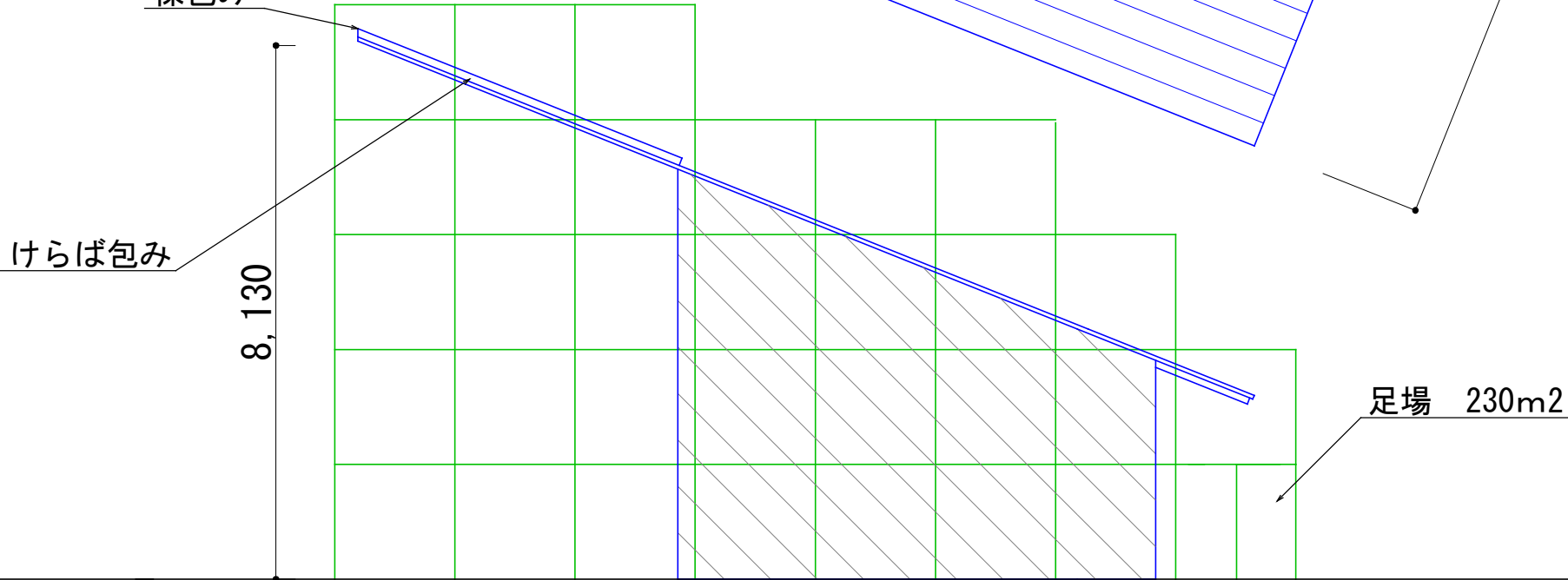
① 当初請負対象金額（設計金額）1千万円未満の工事

原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（洋式トイレ）」を設置しなければならない。

屋根平面図 1/100



立面図 1/100



図面番号	第 1 号	図面総数	1 葉
図 名	施 工 図	縮 尺	図 示
名 称	令和 8 年度 町単独ファガスの森「高城」屋根修繕工事		
施 行 箇 所	那賀郡那賀町沢谷		
工 事 種 別	建築改修工事		
所 属 年 度	令和 8 年度	工 事 番 号	
町 長	設 計	製 図	那賀町役場 木 沢 支 所